

貨物利用運送事業法（外国人国際貨物利用運送事業を除く）

1. 案内情報

- ① 手続名：・第二種貨物利用運送事業の相続の認可
- ② 手続根拠：・貨物利用運送事業法第 30 条
・貨物利用運送事業法施行規則第 28 条第 1 項
- ③ 手続対象者：・相続人が被相続人の経営していた第二種貨物利用運送事業を引き続き経営しようとするとき
- ④ 提出時期：・被相続人の死亡後 60 日以内
- ⑤ 提出方法：・第二種貨物利用運送事業の相続認可申請書を作成し、当該事業の提出先へ提出して下さい。
 - ・鉄道貨物利用運送事業
 - ・内航貨物利用運送事業
 - ・外航貨物利用運送事業
 - ・国内航空貨物利用運送事業
 - ・国際航空貨物利用運送事業

提出先については、別添提出先一覧表をご参照下さい。
- ⑥ 手数料等：・なし
- ⑦ 添付書類・部数：・添付書類については貨物利用運送事業法施行規則第 28 条第 2 項、第 19 条をご参照ください。
・提出部数については最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式：・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例：・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 相談窓口：・別添「貨物利用運送事業・相談窓口一覧」をご参照ください。
- ② 受付時間：・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。
- ③ 申請書提出先：・別添「提出先一覧」をご参照ください。
- ④ 連絡先：・別添「連絡先一覧」をご参照ください。

3. 手続情報

- ① 審査基準：・貨物利用運送事業法第 22 条、第 23 条
- ② 標準処理期間：・2 ヶ月～3 ヶ月（他の地方運輸局等を経由して申請される事案又は他の地方運輸局等へ照会を要するものにあっては、1 ヶ月を追加する。）
- ③ 不服申立方法：・行政不服審査法の規定による。